2025 年 3 月 24 日

（公財）日本乳業技術協会

２０２４年度第4回生乳検査外部精度管理調査結果についての
「生乳検査精度管理認証制度」にかかる標準値と許容範囲（お知らせ）

Ⅰ．標準値

１．成　分

(単位： %)

区　　分		試料１	試料２	試料３
都府県標準値	乳脂肪分	3.50	3.80	4.08
	無脂乳固形分	9.23	9.07	8.82
北海道標準値	乳脂肪分	3.53	3.81	4.09
	無脂乳固形分	9.23	9.05	8.80

都府県標準値：都府県の参加施設の測定値に統計処理を実施した後の平均値

北海道標準値：(公社）北海道酪農検定検査協会のマスターマシン測定値

2．体細胞数

(単位： １０^{3}/ml)

区　　分	共通試料Ａ	共通試料Ｂ
標準値	220	350

Ⅱ．許容範囲（生乳検査精度管理認証規程　第Ⅱ章第１８条）

１．成　分（赤外分光多成分測定装置の場合）

(単位：%)

区　　分		試料1	試料2	試料3
都府県	乳脂肪分	3.45 ～ 3.55	3.75 ～ 3.85	4.03 ～ 4.13
	無脂乳固形分	9.16 ～ 9.30	9.00 ～ 9.14	8.75 ～ 8.89
北海道	乳脂肪分	3.48 ～ 3.58	3.76 ～ 3.86	4.04 ～ 4.14
	無脂乳固形分	9.16 ～ 9.30	8.98 ～ 9.12	8.73 ～ 8.87

2．体細胞数（迅速測定機のみ対象）

(単位： １０^{3}/ml)

区　　分	共通試料Ａ	共通試料Ｂ
標準値	190 ～ 250	315 ～ 385

«参考»　　生乳検査精度管理認証規程（抜粋）

第１１条　外部精度管理調査結果への対応

乳技協代表理事は、外部精度管理調査の結果、許容範囲を逸脱した認証施設について、次のように措置する。

１．脂肪分及び無脂乳固形分それぞれ６点を持ち点とし、第１８条第1項（成分）の許容範囲を逸脱した検体ごとに－１点とし、累積減点数を求める。

２．累積減点数により、次の対応を実施する。ただし、次回の調査の結果、検体全てが許容範囲内となれば累積減点数をゼロに戻す。

（１）事前警告

累積減点　－１点から－５点

施設責任者に、文書により、原因、改善措置、その実施結果等を記載した改善報告書の提出を求め、その内容を認証特別委員会に報告する。

（２）警告

累積減点　－６点以上

施設責任者に、文書により、改善報告書の提出を求めるとともに、認証一時停止及び取り消しの警告を行い、その内容を認証特別委員会に報告する。

３．第１８条第2項（体細胞数）の許容範囲を逸脱した施設責任者に、文書により、原因、改善措置、その実施結果等を記載した改善報告書の提出を求め、その内容を認証特別委員会に報告する。

第１８条　外部精度管理調査の許容範囲

乳技協が公表する標準値からの許容範囲

１．　成　分（絶対値評価）

（１）標準法（変法を含む）及びマイクロ波法

日常検査を標準法等で実施している場合

乳脂肪分　　±0.05%以内

全乳固形分（無脂乳固形分）±0.04%以内

（２）赤外分光多成分測定装置

日常検査を赤外分光多成分測定装置で実施している場合

乳脂肪分　　±0.05%以内

無脂乳固形分　　±0.07%以内

＊積み上げ測定を行っている場合は、タンパク質±0.03%以内、乳糖±0.04%以内が望ましい。

＊α値(1.00)を使用している場合は、校正の際、標準法の無脂乳固形分＝タンパク質＋乳糖＋α値(1.00)と同等性を確保するため乳糖の値を補正することとする。

２．　体細胞数（相対値評価：迅速測定機のみ対象、ブリード法は対象外）

±10%以内（３０万/ml以下の場合は「±3万/ml」とする）

（本資料のお問い合わせ先：乳技協認証グループ 太田・吉田・山口　TEL03-3264-1921）